

津山市 阿波森林公園 概要書

この概要書は、阿波森林公園の管理運営に関しての市の基本的な考え方や基本情報を示すものです。阿波森林公園の管理業務については、設置目的をより効果的に達成するため、平成 18 年度に指定管理者制度を導入して管理運営を行っています。

1 設置目的

阿波森林公園の自然環境を生かして、青少年及び家族が野外活動、レクリエーション等の体験に親しみ、もって心身の健全な育成と健康の増進ができる場を提供する。

2 基本情報

- (1) 施設 の 名 称 : 阿波森林公園
- (2) 所 在 地 : 津山市阿波 3115 番地
- (3) 開 園 日 : 平成 18 年 5 月 開園
- (4) 管理敷地面積 : 21,200 m²
- (5) 施 設 概 要 : 溪流茶屋、バンガロー、園地広場等

3 管理運営状況

- (1) 管 理 形 態 : 指定管理
- (2) 管 理 運 営 者 : 指定管理者 (阿波養魚組合 津山市阿波 3108-4)
- (3) 指 定 期 間 : 平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

4 阿波森林公園の管理運営に関する基本的な考え方

- (1) 設置目的に基づき、市民や利用者と協力しながら管理運営を行う。
- (2) 利用者の安全と個人情報の保護を徹底する。
- (3) 地域住民や利用者の意見を管理運営に反映させることにより、サービスの向上と利用者の拡大を図り、更なる管理運営費の削減に努め効率的かつ効果的な経営を行う。

5 開園期間

- (1) 4 月 1 日から 3 月 31 日 (通年)
但し、布滝園地については、降雪による通行止め期間中は休園とする。

6 業務内容等

阿波森林公園条例 (平成 17 年津山条例第 113 号 以下「条例」という。) 第 4 条に掲げる業務及び第 5 条に規定される権限の行使とします。

- (1) 森林公園の施設又は設備の利用の許可に関する業務
- (2) 森林公園の維持管理に関する業務
- (3) 森林公園の利用に関する料金の徴収に関する業務
- (4) 森林公園の設置目的を発揮するための事業に関する業務
- (5) 森林公園の利用者の利便性を向上させるために必要な業務
- (6) その他必要な業務

- 別紙 1 阿波森林公園条例、施行規則
別紙 2 施設配置図、管理物件
別紙 3 収支決算状況 (平成 26 年度～平成 28 年度分)
別紙 4 利用実績 (平成 26 年度～平成 28 年度分)
別紙 5 業務評価結果書 (平成 26 年度～平成 28 年度分)
別紙 6 前回の募集要項、仕様書